

通所受給者証の新規申請について

障害児通所支援【児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援】の利用には、「通所受給者証」が必要となります。申請書に必要な書類を記入し、発達支援課（市川市こども発達センター）へ提出してください。

1. 申請に必要な書類

※ の色がついているものがご提出いただく書類です。□チェックを活用し、ご確認ください。

障害児通所給付費支給申請書兼利用負担額減額・免除申請書

※申請内容は機械で読み込みますので、明確にご記入をお願いします。

※電話番号は平日日中につながりやすい番号でご記入ください。

※表面、裏面の同意署名は自著で、裏面レ点チェックも忘れずに、ご記入をお願いします。

19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 利用計画作成の選択に伴う書類

障害児支援利用計画(表面) 週間ケア計画(裏面)

※相談支援事業を利用して、作成を依頼できます。その場合は、「障害児支援利用計画等受付票」および「障害児相談支援給付費支援申請書」、「障害児相談支援依頼(変更)届出書」もご提出ください。

※相談支援事業の利用については、

市川市公式 WEB サイト「相談支援事業(障害児相談支援事業)について」をご参照ください。

生活記録票 就学児サポート調査 ※未就学児は提出不要

身体障害手帳、療育手帳、診断書、医師や臨床心理士等の意見書、特別支援級の在籍証明など
支援が必要であることを示す「根拠書類」が必要です。上記を参考に提出ください。

高等学校(高等部)在学中の方は、在籍が証明できるもの(学生証、通学定期券などのコピー)

申請者(世帯主)のマイナンバー関係書類(マイナンバーカードまたは通知カード)

申請者および提出者の本人確認書類

追加資料: 多子軽減、医療的ケア児、重症心身障害、難聴等の認定に必要な書類

※裏面をご参照ください。

2. 留意事項

・消えるボールペン、修正テープの使用はできません。二重線で訂正してください。

3. 申請者と提出者について*

・世帯主を申請者に設定してください。世帯主宛に通所受給者証が作成され、郵送されます。

・提出者と申請者(世帯主)が同一の場合は、世帯主である保護者一人分のマイナンバー関係書類と本人確認書類の提出が必要です。

提出例 1) 世帯主のマイナンバーカード 計 1 点

提出例 2) 世帯主の通知カードと運転免許証 計 2 点

・提出者と申請者(世帯主)が別の場合は、二人分のマイナンバー関係書類と本人確認書類の提出が必要です。

・世帯主以外を申請者とする場合は、その理由を含めご相談ください。

*詳細については、市川市公式 WEB サイト
「通所受給者証の申請について」をご参照ください。

【お問い合わせ先】

・発達支援課 tel:047-370-3561
・障がい者支援課 tel:047-712-8517

通所受給者証の【追加資料】について

以下の認定が必要な方は、「通所受給者証の新規申請について」に記載した、申請に必要な書類以外に追加の資料を提出して下さい。

1. 多子軽減

サービス利用対象者が、無償化対象の年齢に満たず、年上のきょうだいが保育所等に在籍している場合。(例: 兄が年長の2歳児)

- ・きょうだいの在籍証明書

2. 医療的ケア児

- ・障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア(医師用)(以下、医療的ケア判定スコア)のコピー

* 医療的ケア判定スコアは複数回利用できます。提出はコピーにしてください。

3. 重症心身障害

- ・身体障害者手帳コピー
- ・療育手帳コピー

* 記載内容が全て見えるように、折りたたまれたページを広げてコピーしてください。

4. 難聴

- ・難聴を示す書類(例: 身体障害者手帳の記載、検査結果)のコピー
- ・人工内耳の装用を示す書類(例: 人工内耳装用者カード) * 人工内耳装用の場合のみ

5. 強度行動障害

- ・強度行動障害児確認基準書
- ・支援計画シート
- ・支援手順書兼記録用紙

注意) 市川市こども発達センター館内には市民の方にご利用いただけるコピー機がございません。
事前の準備をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

発達支援課 tel:047-370-3561